

5 年 保 存  
令和10年3月31日満了  
F N o . - 01010802  
崎組（暴排）第7号  
令和5年2月17日

各 所 属 長 殿

長 崎 県 警 察 本 部 長

長崎県警察が行う各種契約等からの暴力団等排除に関する事務処理要領の制定について（通達）

長崎県警察が行う各種契約からの暴力団等排除については、これまで「長崎県警察が行う各種契約からの暴力団排除の徹底について（通達）」（平成29年12月21日付け崎組（行企）第266号。以下「旧通達」という。）に基づき実施してきたところであるが、この度所要の見直しを行い、新たに別添の要領を制定して令和5年3月1日から施行することとしたので、事務処理上誤りのないようになされたい。

なお、旧通達は令和5年2月28日限りで廃止する。ただし、施行日現在締結中の各種契約等に係る旧通達に基づく措置については、当該契約等の期間満了日まで、また、告示・公告中の告示・公告に係る旧通達に基づく措置については、当該告示・公告に定める有効期間が満了する日まで、旧通達を適用する。

## 別添

長崎県警察が行う各種契約等からの暴力団等排除に関する事務処理要領

### 第1 目的

この要領は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）及び長崎県暴力団排除条例（平成23年長崎県条例第47号）の趣旨を踏まえ、長崎県警察が行う各種契約及び補助金等の交付から、暴力団及び暴力団関係者（以下「暴力団等」という。）並びにこれらの威力を利用する者等を排除し、各種契約等の適正な履行を確保するために、必要な事項を定めることを目的とする。

### 第2 用語の定義

この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

#### (1) 各種契約等

物品の購入、修繕、業務委託、役務の提供、公有財産の貸付け及び売払いその他の契約の締結並びに補助金等の交付をいう。

#### (2) 暴力団

暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。

#### (3) 暴力団関係者

暴対法第2条第6号に規定する暴力団員及び暴力団に協力し若しくは関与するなどこれと関わりを持つ者その他集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うおそれがある組織の関係者をいう。

#### (4) 法人等

長崎県警察が各種契約等を行うに際し、当該契約等の相手方となりうる全ての法人及び個人をいい、次号の有資格者等を含む。

#### (5) 有資格者等

長崎県警察が行う一般競争入札及び指名競争入札の参加資格を有する者並びに随意契約の相手方として選定される者又は補助金等の交付を受ける者をいう。

#### (6) 契約担任者

長崎県財務規則（昭和39年長崎県規則第23号）第2条第6号に規定する契約担任者をいう。

#### (7) 補助金等

長崎県補助金等交付規則（昭和40年長崎県規則第16号）第2条第1項に規定する補助金等をいう。

#### (8) 不当要求

その事業に関し行われる暴力的要求行為その他の不当な要求をいう。

### 第3 各種契約等からの排除措置

長崎県警察本部長（以下「本部長」という。）は、法人等が別表1に掲げる措置要件

のいずれかに該当すると認めるときは、各該当要件に定められた期間、当該法人等を長崎県警察が行う各種契約等から排除する措置を講じるものとする。

#### 第4 各種契約等からの排除措置の公表

本部長は、法人等に対し各種契約等からの排除措置を講じたときは、これを公表するものとする。

#### 第5 法人等への通知

本部長は、各種契約等からの排除措置を講じたときは、当該法人等に対しその旨を別紙様式1により通知するものとする。

#### 第6 一般競争入札からの排除

- 1 契約担任者は、一般競争入札を行うに当たり、各種契約等からの排除措置を受けている法人等の入札参加を認めてはならない。
- 2 契約担任者は、入札参加を認めた法人等が契約の締結までの間に各種契約等からの排除措置を受けたときは、その者の入札参加資格を取り消し、又は契約の締結を行わないものとする。
- 3 前項の規定に定める措置は、予め入札公告において周知するものとする。
- 4 契約担任者は、前2項の規定により入札参加資格を取り消したときは、入札参加資格を取り消した相手に通知するものとする。

#### 第7 指名競争入札からの排除

- 1 契約担任者は、指名競争入札を行うに当たり、各種契約等からの排除措置を受けている法人等を指名してはならない。
- 2 契約担任者は、指名を受けた法人等が契約の締結までの間に各種契約等からの排除措置を受けたときは、指名を取り消し、又は契約の締結を行わないものとする。
- 3 前項の規定に定める措置は、予め入札執行通知書において周知するものとする。
- 4 契約担任者は、前2項の規定により指名を取り消したときは、指名を取り消した相手に通知するものとする。

#### 第8 随意契約からの排除

契約担任者は、各種契約等からの排除措置を受けている法人等を、随意契約の相手方としてはならない。ただし、契約の目的及び内容から当該法人等を随意契約の相手方とせざるを得ない場合にあっては、この限りでない。

#### 第9 下請負等の禁止

契約担任者は、契約の相手方が各種契約等からの排除措置を受けている法人等に対し、当該契約に定める事業若しくは事務を委託し、又は請け負わせることを承認してはならない。

#### 第10 悪質加重規定

- 1 本部長は、法人等が各種契約等からの排除措置期間中に、さらに別表1に掲げる措

置要件のいずれかに該当する行為を行うなど、悪質と判断した場合は、別表1に掲げる期間を最長2倍まで延長することができるものとする。

2 前項の規定に関わらず、当初の排除措置期間の2倍した期間と当初排除期間と延長に係る措置要件に該当する排除措置期間の合算した期間を比較して、いずれか長い期間を適用するものとする。

3 前1項の規定により排除措置期間を延長したときは、当該法人等に対しその旨を別紙様式2により通知するものとする。

#### 第11 排除措置の解除

本部長は、第3及び第10第1項の規定による各種契約等からの排除措置を受けた法人等が排除措置期間満了時及び満了後において、当該排除措置要件に該当しないことが確認できたときには、当該法人等に対しその旨を通知するものとする。

#### 第12 補助金等の交付の相手方からの排除

1 長崎県警察は、各種契約等からの排除措置を受けている法人等を、補助金等の交付の相手方としてはならない。ただし、補助金等の交付の目的及び内容から当該法人等を交付の相手方とせざるを得ない場合にあっては、この限りではない。

2 第9の規定は、補助金等の交付を行う場合について準用する。

#### 第13 不当要求を受けた場合の届出

有資格者等は、長崎県警察が行う各種契約等であるか否かにかかわらず、不当要求を受けた場合（下請業者が受けた場合も含む。）には、速やかに不当要求の相手方、内容等を警察に届け出なければならない。

#### 第14 組織犯罪対策課との連携

関係職員は、本要領を効果的に実施するため、刑事部組織犯罪対策課と情報交換を行うなど、緊密に連携するものとする。

#### 第15 守秘義務

関係職員は、本要領の定めに基づき知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

別表 1

措 置 要 件	期 間
1 法人等が、暴力団等である場合又は暴力団等が法人等の経営に事実上参加していると認められるとき。	通知日から6か月以上12か月以内、かつ当該措置要件に該当しないことが確認できるまでの間
2 法人等が、業務に関し、不正に財産上の利益を得る目的、又は第三者に損害を与える目的で暴力団等を利用したと認められるとき。	通知日から2か月以上6か月以内、かつ当該措置要件に該当しないことが確認できるまでの間
3 法人等が、いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団等に対して、金銭・物品その他財産上の利益を不当に与えたと認められるとき。	通知日から2か月以上6か月以内、かつ当該措置要件に該当しないことが確認できるまでの間
4 法人等が、暴力団等と社会的に非難される関係を有していると認められるとき。	通知日から2か月以上6か月以内、かつ当該措置要件に該当しないことが確認できるまでの間
5 法人等が、暴力団等が経営若しくは運営に実質的に関与している者又は4に該当する者であることを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。	通知日から2か月以上6か月以内、かつ当該措置要件に該当しないことが確認できるまでの間
6 有資格者等が、暴力団等から不当要求を受けたにもかかわらず、警察へ届け出なかったとき。	通知日から2か月以上4か月以内

別紙様式 1

( 文 書 番 号 )

年 月 日

宛 名

長崎県警察本部長

長崎県警察が行う各種契約等からの排除措置について（通知）

長崎県警察が行う各種契約等からの暴力団等排除に関する事務処理要領第 3 に基づき、長崎県警察が行う各種契約等からの排除措置を行うので通知する。

記

1 排除措置の期間

年 月 日から 年 月 日までの間

排除措置の期間満了時において、なお、排除の理由となった措置要件に該当する場合は、該当しないことが確認できるまでの間、排除措置の期間を延長する。

2 排除の理由

※要領別表 1 の該当する措置要件の内容を記入

( 文 書 番 号 )  
年 月 日

宛 名

長崎県警察本部長

長崎県警察が行う各種契約等からの排除措置期間の変更について（通知）  
このことについて、 年 月 日付け（文書番号）をもって通知した排除措置期間  
については、下記のとおり変更したので通知する。

記

- 1 排除措置の期間 ※延長した日付を記入（日付は休日でも可）  
変更後 年 月 日から 年 月 日以降当該排除措置要件に該当しない  
ことが確認できるまでの間  
変更前 年 月 日から 年 月 日までの間
- 2 排除措置の期間延長の理由  
長崎県警察が行う各種契約等からの暴力団等排除に関する事務処理要領第10第1項に  
基づく下記排除措置要件に該当していたため。

※要領別表 1 の該当する措置要件の内容を記入